

平成28年度第1回  
茨木市都市計画審議会

平成28年5月23日

# 常務委員会の設置について

# ●常務委員会の設置について

## ○目的

都市計画審議会の権限に属する事項で  
軽易なもの等について、調査及び審議を行う。

## ○常務委員会の組織

会長及び会長が指名する委員若干人  
臨時委員、専門委員を含む。

## ○効果

案件について迅速な調査及び審議ができる。

## ● 常務委員会で処理する案件について

### ○ 生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合等の都市計画変更に関する調査審議

#### 【国通知】

平成25年5月7日 国都計発第18号

「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更について」

### ○ 立地適正化計画に関する調査

- ・改正「都市再生特別措置法」第81条に基づく立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置づけられる「都市計画マスタープラン」の高度化版
- ・法第117条に基づく「市町村都市再生協議会」として市都市計画審議会に常務委員会を設置

# ●専門委員の任命について

## ○目的

都市計画審議会委員の他に、必要に応じて市長が案件ごとに若干名任命（案件に応じて決定）し、専門的な見地から調査を行う。

## ○効果

案件について、専門的な見地から集中的な調査検討を行うことができる。

# ●立地適正化計画策定に係る 都市計画審議会常務委員会の設置について

## ○構成委員（案）

- ・都市計画審議会学識経験者、関係機関、市民代表  
(都市計画・交通・環境・福祉・法律・商工業、行政、市民)
- ・専門委員（医療、農業・緑、防災）